

## 平成29年度沖縄芸能マグネットコンテンツ事業について

本公募は、国及び県の本予算成立及び本事業に係る沖縄振興特別推進交付金の交付決定を前提としたものであり、予算成立及び交付決定後に効力を生じるものです。

国会及び県議会において予算案が否決された場合、本事業の交付決定がなされなかった場合、又は交付決定額に変更があった場合は、事業内容の変更もしくは事業を実施しないことがあります。

また、応募要件等をはじめ事業内容については現時点での案であり、実際の公募の際に変更することがありますので、あらかじめご了承ください。

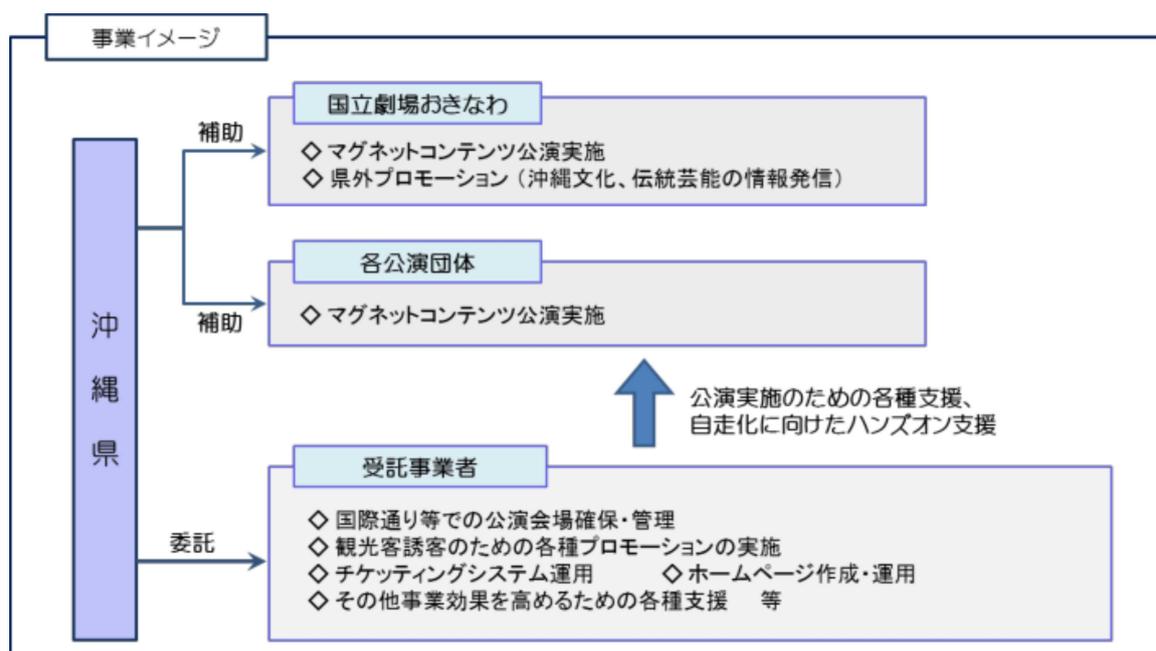
沖縄の特色ある伝統芸能をはじめとした文化資源を活用して新たな観光コンテンツを創出し観光誘客を図る事を目的に文化観光戦略推進事業を実施する。

### 1 事業目的

伝統芸能をはじめとした文化資源を活用して、沖縄のオリジナリティを活かし、国内外の観光客を惹きつけるエンターテインメント性・芸術性の高い舞台公演を実施し、新たな室内エンターテインメント・ナイトエンターテインメントとして定着を図ることを目的とする。

### 2 事業スキーム

平成29年度の事業実施にあたり、各団体への補助金交付等については、直接、沖縄県が実施する。



### 3 応募要件

次の項目を全て満たすことを応募要件とする

#### (1) 応募対象作品

応募対象となる作品は沖縄の文化・芸能の要素を取り入れた内容とし、下記による公演実績がある作品とする。なお、応募する作品について、公演実績がある作品を大幅に改変した内容で応募することは認められない（軽微な修正・変更等は可）。

- ①平成24年度から平成28年度に実施した『Ship of the Ryukyu 沖縄芸能マグネットコンテンツ公演』において公演実績がある作品
- ②平成24年度から平成27年度まで沖縄県文化観光スポーツ部文化振興課が実施した海外派遣公演事業において公演実績がある作品
- ③過去3年間において、国又は地方公共団体（独立行政法人、公益財団法人を含む）が実施する事業において公演実績がある作品
- ④過去3年間において、国又は地方公共団体（独立行政法人、公益財団法人を含む）の支援(補助金などの資金援助)を受けて公演実績がある作品
- ⑤過去3年間において、国（独立行政法人、公益財団法人を含む）又は地方公共団体が実施又は支援を受けた演劇フェスティバル等において公演実績がある作品

#### (2) 応募資格

応募者は下記を満たす団体又は個人とする。

- ①沖縄における新たな観光コンテンツを創出するとともに応募演目の実施自走化を目指した取り組みをする者
- ②本事業での公演実施にあたり、複数名の担当者を配置するとともに役割分担を明確にするなど、円滑な公演実施を可能とする体制を整えることができる者
- ③破産法(平成16年6月2日法律第75号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき破産手続き開始の申立又は民事再生手続き開始の申立がなされていない者
- ④自己又は担当者等が以下の要件のいずれにも該当する者でないこと、及び次の各号に掲げる者がその活動に実質的に関与していないこと。なお、以下の要件については資格確認のため、沖縄県警察本部に照会する場合がある。
  - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
  - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
  - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

### 4 公演実施概要

#### (1) 公演実施日及び会場

金曜日から日曜日までの3日間を1タームとして、次のとおり公演を実施する

- |                             |             |
|-----------------------------|-------------|
| ①平成29年 8月11日(金) ～ 8月13日(日)  | 会場：テンプスホール  |
| ②平成29年 8月25日(金) ～ 8月27日(日)  | 会場：テンプスホール  |
| ③平成29年 9月22日(金) ～ 9月24日(日)  | 会場：パレット市民劇場 |
| ④平成29年 9月29日(金) ～ 10月 1日(日) | 会場：テンプスホール  |
| ⑤平成29年10月 6日(金) ～ 10月 8日(日) | 会場：テンプスホール  |
| ⑥平成30年 1月26日(金) ～ 1月28日(日)  | 会場：タイムスホール  |
| ⑦平成30年 2月 2日(金) ～ 2月 4日(日)  | 会場：タイムスホール  |
| ⑧平成30年 2月 9日(金) ～ 2月11日(日)  | 会場：テンプスホール  |

※会場及び日程は、調整中（公演実施は7タームを上限とする）

## (2) 公演実施方法

- ・各曜日の開演時間は、次のとおりとする。

金曜日：20時開演（1公演）

土曜日：16時開演、20時開演（2公演）

日曜日：13時開演、16時開演（2公演）

※開演時間は変更する場合がある

- ・テンプスホールでの公演実施に係る舞台仕込み(張り出し舞台設置含む)については、金曜日(各公演初日)に実施するものとする。

## (3) チケット販売

- ・入場料は、一般2,500円、高校生以下2,000円とする。
- ・チケット販売について、一部を受託事業者に預託するものとする。
- ・受託事業者預託分チケットについては、受託事業者による直接販売（電話予約）の他、チケットングシステムによる販売(販売手数料10%程度)、旅行代理店及びオプションツアー取扱サイト等による販売(販売手数料20%を上限)を行う。
- ・入場料の各種割引サービスについて、公演実施団体の選定後に各団体からの意見を踏まえ決定する(友の会割引、障がい者割引、団体割引等)。
- ・各公演のチケットは、プロモーション等に活用するため、10枚を受託事業者に提供すること。

## 5 補助対象経費及び上限額

### (1) 補助対象経費

補助対象となる経費は、本事業実施にあたり直接必要とする経費とし、その経費区分は別表のとおりとする。

### (2) 補助上限額

1作品1週間(5公演)の公演実施にあたり、2,500,000円とする。

※1作品で2週間以上の公演実施の申請及び1団体で2作品以上の申請も出来るものとする。

### (3) 補助額の算定

補助額については、上限額の範囲内において、補助対象経費から公演実施に伴う収入額（税抜）を控除した額と、補助対象経費に補助率80%を乗じた額のいずれか低い額を補助金の額とする。

【例 1】

補助対象経費 300万円  
 入場料収入 100万円  
 $300万円 \times 0.8 = 240万円$  ……………①  
 $300万円 - 100万円 = 200万円$  ……………②  
 ① > ②のため、補助金額は200万円

収支イメージ

対象外経費 35万円	自己負担 35万円
対象経費 300万円	入場料収入 100万円
	補助金 200万円

【例 2】

補助対象経費 300万円  
 入場料収入 55万円  
 $300万円 \times 0.8 = 240万円$  ……………③  
 $300万円 - 55万円 = 245万円$  ……………④  
 ③ < ④のため、補助金額は240万円

収支イメージ

対象外経費 35万円	自己負担 40万円
対象経費 300万円	入場料収入 55万円
	補助金 240万円

【例 3】

補助対象経費 350万円  
 入場料収入 85万円  
 $350万円 \times 0.8 = 280万円$  ……………⑤  
 $350万円 - 85万円 = 265万円$  ……………⑥  
 ⑤、⑥とも上限額250万円を超えているため、  
 補助金額は250万円

収支イメージ

対象外経費 45万円	自己負担 60万円
対象経費 350万円	入場料収入 85万円
	補助金 250万円

6 プレ公演（ショーケース）の実施

旅行代理店や宿泊施設をはじめとする観光関連事業従事者等に本事業の周知を図り観光誘客にかかる事業連携を円滑に行える体制の構築に向け、下記のとおりプレ公演(ショーケース)を実施する。

日 時：平成29年7月13日(木) 13時30分～

会 場：パレット市民劇場

入 場 料：無料

費用負担：会場使用料、付帯設備費 ⇒ 受託事業者

出演費、スタッフ人件費等上記以外の経費 ⇒ 各団体

そ の 他：各団体の持ち時間は25分以内（公演紹介10分、実演15分を目安）とし、  
 時間内で公演の見所や魅力等を伝える

リハーサルは公演前日(7月12日)の午後及び公演当日(7月13日)の午前中を予定

プロモーションを目的とした公演のため、公演中の撮影について制限は行わない(演者への説明等(公演中の撮影承諾等)は各団体責任者から確実にを行うこと)

プレ公演への参加が本事業への申請の条件となるため留意すること(プレ公演での実演は必須とする)

## 7 今後のスケジュール

(1) 募集期間 平成29年2月後半～2週間程度

(2) 選定方法

第一次審査として書類審査を実施した上で、第二次審査(プレゼンテーション審査)を実施する。第二次審査の実施は3月下旬を予定。

## 8 その他

(1) 上演時間は50分～70分程度とし、公演後の観客との交流(写真撮影等)など、観光コンテンツとして観光客の記念となる事や楽しめる工夫を行うこと。

(2) 海外観光客も楽しめるような工夫(字幕を付ける、多言語解説書の事前配布等)を行うこと。

(3) 公演の広報宣伝用として、各自でチラシ等を作成すること。また、チラシ等には必ず、「Ship of the Ryukyu」及び「文化力」のロゴを掲載するとともに、「平成29年度沖縄県文化観光戦略推進事業」と事業名を記載すること。

Ship of the ryukyu  
ロゴ



文化力ロゴ



(4) 実績報告書(証憑書類を含む)及び収支決算書については、事業完了後30日以内、もしくは平成30年3月30日(金)のいずれか早い日までに提出する必要がある。

(5) 会場の確保(予約等)及び会場使用料の負担は、受託事業者が行う。ただし、付帯設備費については、公演実施団体が原則として負担することとするが、受託事業者の予算状況に応じて、付帯設備費の一部を受託事業者が負担することもある。

(6) 公演時に物販を行う場合は、事前に申し出ること。また、『Ship of the Ryukyu』のロゴを使用した物販は認めない。

## 補助対象経費

補助対象経費は、事業者が企画提案した事業の実施に直接要する次の経費とする

費目	主な内容
出演費	俳優・舞踊家等出演料
文芸費	演出料、振付料、美術デザイン料、衣装料、デザイン料、照明プラン料、舞台監督料
舞台費	大道具費、衣装費、照明費、音響費、舞台スタッフ費
会場費	会場使用料、付帯設備使用料、稽古場賃借料
旅費	スタッフ旅費
宣伝費	広告宣伝費
印刷費	印刷製本費（印刷物デザイン料含む）
事務費	通信運搬費、消耗品費、役務費、事務補助員費

補助率：上記に掲げる経費の80%以内の額を補助することとする。

## 対象外経費

- ・消費税及び地方消費税相当分及び振込手数料
- ・公演実施にかかるケータリングを含む一切の食料費
- ・切手購入は原則として認めない。ただし、宛先及び送付物等を記録した切手利用簿等を作成し、切手利用に関する管理を適切に行っている場合はその限りではない。